



慶應義塾大学ビジネス・スクール

OECエレクトロニクス

1987年4月下旬、大阪エレクトロニクス株式会社（OEC）のアメリカ子会社、OECエレクトロニクスの上級副社長スタンレー・ブレイクが、親会社のOEC、OECエレクトロニクス、同社の前社長および現社長らに対し訴訟を起こし、10 2000万ドルの損害賠償を求めた。更に、5月初旬、OECエレクトロニクスの副社長ヘンリー・バウアーが、3800万ドルの損害賠償を求めて同様の訴訟を起こした。訴訟の主たる理由は、彼らがOECエレクトロニクスの元社長菊野慎太郎と文書及び口頭で結んだ雇用契約に会社は違反したというものであった。

大阪エレクトロニクスが1978年に買収したエレクトロニック・リレイ社は、15 1981年に大阪エレクトロニクスの100%子会社、OECエレクトロニクスとなり、大阪エレクトロニクスの半導体部門の幹部菊野氏が社長兼チーフ・エグゼキュティブ・オフィサー（CEO）として就任した。菊野氏は1985年1月に退社して、アメリカの半導体関連メーカー、エレクトロジック社の日本子会社の社長に転じた。20

現地の新聞は訴訟事件について次のように報じた。

経営幹部が自社を告発

シリコンバレーのある会社の役員が自分の会社を相手取って2000万ドルの訴訟をおこした。この会社は日本の巨大電子機器メーカーの子会社で、この役員によるとアメリカ人を追い出して日本人を雇い入れようとしており、これに反対したこの役員を解雇しようとしているという。25

OECエレクトロニクス社の戦略的計画部門担当上級副社長スタンレー・ブレイクがその人で、訴訟によると、このアメリカの会社は大阪にある親会社大阪エレクトロニクスの役員によって「ジャパナイス」されてしまったが、親会社は決してそんなことはしないとこれまで再三ブレイクに約束してきたという。訴訟は金曜日にサンタ・クララ郡高等裁判所に正式に提訴された。30

シリコンバレーに本社のあるOECエレクトロニクス社はスポーツウェーマンの

このケースは クラス討議のために作製したもので、経営上の問題の適切または不適切な処理を例示しようとするものではない。ケース中の固有名詞は仮装されている。1990年4月作製

ルイーズ・マーチンを通じて、提訴されたことは承知しているが、まだ、訴状を読んでいないので現在はなんとも言えない」と述べている。

マーチンによると、OECエレクトロニクス社は米国で1200人の従業員を雇用しているが、日本人はその5%にすぎないという。同社は半導体の製造・販売を行っており、ローヒルに主力工場がある。5

訴状によれば、ブレイクは不当労働行為や脱税を意図した日本への利益移転に関するのを拒否した。

「被告らはOECエレクトロニクス社を日本化しようと企て、また、虚偽の理由によって・・・・従業員・・・・を不当に解雇し、日本の伝統的な文化や経営様式を是認し、追随する従業員をもってこれに替えようとした。これは日本人優先を目論む意図的な差別行為である」と訴状は述べている。10

「シリコン・バレーのアウトサイダー」だった同社経営陣は販売・マーケティング戦略を開発するのにブレイクを必要としたと訴状は述べている。

親会社は1985年に子会社の諸権限を奪いはじめ、日本の「文化や経営の態度、様式、標準」を強制し始めた、と訴状は述べている。ブレイクは常に畏まり、同調し、「対面を保つ」ことが期待され、他方、独自の経営判断を発揮することは妨げられた、と訴状は述べている。15

かつてブレイクは他の模範となるような高い業績評価を得ていたし、この会社でずっと働くなら金銭的報奨もたっぷり出すという約束だったが、会社との関係は急激に悪化し、1986年の中頃にはカンダ・ゴロウ社長がメモの中でブレイクを不服従と義務違反で批判するほどになった。20

『サンノゼ・マーキュリー・ニュース』 1987年4月25日

OECトップがまた日本の親会社を告発

シリコンバレーにあるOECエレクトロニクス社でまた経営幹部の1人が会社を告発した。日本の親会社が子会社の「日本化」を図り、自分を追い出そうとしているのである。25

総務担当副社長のヘンリー・バウアーがOECエレクトロニクス社、大阪の大坂エレクトロニクスその他を相手に3800万ドルの損害賠償を請求する訴訟を起こし、告訴状はサンタ・クララ郡高等裁判所に提出された。30

先月末には上級副社長のスタンレー・ブレイクが、アメリカ人従業員を追い出して日本人を採用しようとする会社案を拒否したために解雇されそうになってしまったとして、会社を相手に20000万ドルの損害賠償を求める訴訟をおこしている。

昨日、OECエレクトロニクス社のスポーツマネージャー、ルイーズ・マーチンは会社は両方の告訴状を検討中であるが、「現在のところどちらの訴状にも実質的争35

点になるようなことは一切ないと思う」と述べた。OECエレクトロニクス社のトップ経営陣8人中の5人はアメリカ人で、バウアーもその1人だが、ブレイクと同じような主張をしている。OECは彼の自律的裁量権に介入しないし、その文化的・経営的姿勢や様式を強制しないという約束を破ったとしている。

バウラーはまたOECは自分を追い出すために権限を奪って侮辱し、またOECは非日本人従業員を追い出すよう要求したとしている。5

OECエレクトロニクス社は半導体を製造・販売しており、アメリカ国内の従業員数は1200人である。

『サンノゼ・マーキュリー・ニュース』 1987年5月7日

10

スタンレー・ブレイクの訴状の内容はつきのとおりである。

訴 状

原告代理人

(省略)

カリフォルニア州

サンタ・クララ郡高等裁判所

15

原告

スタンレー L. ブレイク

被告

カリフォルニア州法人 OECエレクトロニクス Inc., 大阪エレクトロニクス株式会社(大阪日本), カリフォルニア州法人 オーサカ・エレクトロニクス・コーポレーション・オブ・アメリカ,

契約違反、契約上の信義と公正取引違反、
悪意不実表示、過失不実表示、受託義務
違反、差別的公正取引慣行、期待利益に
対する侵害、文書ならびに口頭による名
誉毀損、不当利益、共謀、および分身関
係

20

25

30

35

カリifornia州法人 ケルン・コーポレーション・オブ・アメリカ、日本法人
大阪電気精密株式会社、フルイチ・ケンゾー博士、ヤマオ・ヒデオ、カンド・ゴロー、およびDOESI-100を含む。

5

請求の趣旨

1 原告は経営学修士号を持ち、大手アメリカ製造企業で販売とマーケティングの管理能力を高め、半導体分野に18年間の経験を持つエキスパートである。

2 被告企業 オーサカ・エレクトロニクス・コーポレーション・オブ・アメリカはカリifornia法人 OECエレクトロニクスInc. の名称の下に事業を行っており、また、大阪電気精密株式会社は大阪所在の日本法人 大阪エレクトロニクス株式会社の名称の下に事業を行っていると原告は知らされており、それが事実と信じており、こうした通知と確信にもとづいて、それが事実であると主張する。しかし、これらの企業はそれぞれカリifornia法人 OECエレクトロニクスInc.、カリifornia法人 ケルン・コーポレーション・オブ・アメリカ、及び、日本法人 大阪電気精密株式会社としてカリifornia州政府に登録している。よって、原告はこの名称によって被告企業を提訴する。

3 1981年1月、原告はサンタ・クララ郡に主たる事業所をおくカリifornia法人 エレクトロニック・リレイ社の販売・マーケティング担当副社長に採用された。OEC(日本)が1978年にエレクトロニック・リレイ社を買収しており、1981年1月現在、エレクトロニック・リレイ社はOEC(日本)の全額出資の子会社であった。

4 原告はエレクトロニック・リレイ社の人事評価で模範的な社員であり、管理者であり、経営幹部であると評価されていた。

5 1984年3月、原告はサニベイルのリゲット・コーポレーションから同社の販売・マーケティング担当副社長にならないかとの誘いを受け、もし承諾するなら同社のかなりの株式を提供するとの申し出を受けた。

35

6 原告はOECエレクトロニクス社の雇用に不満を持っており、OEC大阪本社は自分を支持してくれないと感じており、またOEC（大阪）の子会社では自分のキャリア・パスは結局は不十分であろうと信じていたので、リゲット社の誘いを受ける決心をした。原告はまた、ここでいくら努力してもリゲット社やその他の会社のような安定した経営幹部としてのポストやキャリア・パスを得ることはできないであろうと信じていた。 5

7 1984年4月、原告はリゲット社の申し出とそれを受諾することにした理由とを当時のOECエレクトロニクスInc.の社長キクノ・シンタローに伝えた。キクノ・シンタローと申し出の内容について話し合ったところ、申し出の受諾を延期するように原告に頼んだ。原告は受諾を数日保留することに同意した。 10

8 その後、キクノ・シンタローはOEC（大阪）の役員と協議し、原告を翻意させるためいくつかの意思表示を行った。それは原告の雇用に関するOECエレクトロニクス社の従来の意思表示の繰り返しであり、日本企業の子会社における継続的雇用について心配する必要はないことを原告に納得させるための意思表示、約束、保障であり、OECは原告のキャリア・パスを強めこそすれ弱めることはない、OECは「シリコン・バレー」のアウトサイダーなので原告の能力を必要としている、等々であった。OEC（大阪）とOECエレクトロニクス社は競争力をもった国際企業を目指しており、圧倒的に大きいアメリカの半導体部品市場で大きなシェアを持ちたいとの意図も表明された。その時の意思表示および従前の意思表示は下記の諸項目を含むが、これが全てではない。 15
20

A. 原告の年俸は11万8千ドル以上とし、年昇給率を約7%とする。幹部社員退職年金補足制度（SERP）は原告に満額適用され、55才から現金化できる。さらに、原告は20万ドルの無利子融資を即座に受けることができ、また、1987年10月1日までに10万ドルの追加無利子融資を受けることができる。SERPにより230万ドル以上が保障されるよう資金を積み立てる。無利子融資の据え置き期間は55才迄とし、その後10年間で元金を均等返済するものとする。キクノ・シンタロー自筆の細目が原告に手渡され、取締役会の正式承認その他所要の手続きが必要であると口頭で述べられた。約束済みの報酬がこの手続きによって実質的に変更されることはないことも口頭で申し添えられた。 25
30

B. 原告が採用されるOECエレクトロニクス社は「アメリカ企業」である 35

って「日本化」されておらず、OEC（大阪）の文化的経営的姿勢、
様式、標準を強制されることはない。

C. 原告は可能な限り広範な業務遂行上の裁量権を持つ。 5

D. 原告の努力が日本の伝統的な態度、方法によって制約されることはな
い。 一

E. OECエレクトロニクス社は日本の親会社OEC（大阪）の海外前哨
基地ではなく、独立の企業として運営される。 10

F. 規律の基準としてOEC（大阪）の文化的態度を押しつけることはし
ない。 一

G. 原告の日本語能力の欠如がキャリア・パスの阻害要因とはならない。 15

H. 原告はOECエレクトロニクス社の取締役であり、役員として独自の
判断を自由に行使でき、そのために罰せられることはない。 一

I. 原告はOECエレクトロニクス社副社長としての一切の特典ならびに 20
それにふさわしい敬意を受け、アメリカ市民である被告が反アメリカ
的偏見によってOEC（大阪）との関係において二流市民扱いを受け
ることはない。 一

J. 原告の権限や責務がOEC（大阪）によって侵害されることはない。 25

K. 原告はOECエレクトロニクス社を米国製造業の主流に参加させるた
めの権限と支持を与えられ、また可能な限り最善の営業成績を実現す
るためあらゆる可能な援助を与えられる。 30

L. OECエレクトロニクス社は原告の合理的な助言と努力を受入れ、O
ECの経営幹部としての長期的ポストによって原告の努力に報いる。 一

M. 原告は補佐役として最善の人物を求めることができ、これらの補佐役
が人種や国籍の故に差別されることはない。 35

N. 公正かつ公平なOECの方針・行動基準は厳守され、こうした妥当適切な基準や手続きは原告にも適用されるし、特に、「全従業員のために協調的、生産的な作業環境を作り出すように努力する。従業員の個人的权利とそれに伴う責任を重視する。役員の諸特典は役員の義務遂行に有益である」などの諸事項の利点は原告にも適用される。会社はこれらの方針を日常的、具体的に実行する。

5

O. 原告は管理職として親会社OEC（大阪）及びOECエレクトロニクス社双方の参加的経営に参画し、原告はOEC（大阪）経営陣の米国市場の理解向上に資することを目標とする。

10

P. 原告は社内の方針や手続きの遂行に際して原告が専門家として開発したコンセプトを援用することができ、また諸問題の解決に参加することができる。原告が採用されたのは積極的で自発性があり、従来の手続きや慣行の改善に必要な勧告ができるからである。原告はいかなる場合にも一社員として完全に公正かつ公正な処遇を受ける。

15

9 1984年5月、原告はキクノ・シンタローがOECエレクトロニクス社とOEC（大阪）を代表して提示した提案を受諾した。原告は報酬、S E R P、無利子融資に合意しただけでなく、キクノ・シンタローその他がOECエレクトロニクス社とOEC（大阪）を代表して述べた意志表示を信頼したからこの雇用契約を受諾したのである。

20

10 原告はOECエレクトロニクス社の取締役会の一員に任命され、OECエレクトロニクス社を米国製造業界の主流に位置づけるだけでなく、他社が羨望するような販売業績をOECエレクトロニクス社とOEC（大阪）のために実現するために日夜長時間精一杯働いた。原告は会社のために以下の努力を払ったが、これがすべてではない。

25

A. 販売促進のため販売・マーケティング部門の改組。

30

B. 効率向上とコスト削減。

C. 販売促進計画のトップ・レベルでの調整。

D. 強烈な指導性の注入。

35

E. 是正措置の導入、偶発的事態への対応力の向上。

F. O E C (大阪) と「シリコン・バレー」の仕事のやり方に見られる文化的ギャップの克服。

5

G. すぐれた販売実績と半導体市場での地歩確保のために専門的知識、調査力、監督・管理能力の最大限の発揮。上記全てを達成しO E Cをして日米競合企業を凌駕させるための卓越した指導力の発揮。

H. 原告と被告を補佐する最優秀の人材をO E Cエレクトロニクス社に吸引。
10

11 1986年6月までは原告のO E Cエレクトロニクス社への功績は模範的であると評価されていた。

12 フルイチ被告がO E Cエレクトロニクス社社長に就任すると、原告をO E Cに就職させるべく原告に提示された意思表示に真っ向から反する不当行為をフルイチ被告はヤマオ被告、カンド被告と共に、あるいは独自に、あるいは他の被告に代わって、とりはじめた。これらの行為は長い間隠蔽されていたある意図に応じてとられたものであり、O E C (大阪) の隠された方針を実施するためにとられたものである。これらの行為は原告に最初に提示された意思表示と正反対であるだけでなく、その後原告に繰り返し提示された意思表示にも反するものである。これらの意思表示は第8節に示されている。
15
20

13 1985年以降、被告らの行為は原告に提示された当初のならびにその後の意思表示に真っ向から反するものとなり、原告が被告らのために努力するのを直接あるいは間接的に妨げるものとなった。これらの行為は下記の通りであるが、これが全てではない。
25

A. O E Cエレクトロニクス社役員としての原告の定款上の義務遂行及び同社の最善の利益に奉仕するための原告の努力を阻害、阻止する行為。これらの行為は会社法309(a)項違反であり、被告らの隠された意図に即してとられたものである。
30

B. 会社の利益に反しきつ違法であると原告が信ずる被告らの行為に懸念
35

を表明するのを妨げる行為。

C. 原告の独自の判断、懸念の表明に対する報復的行為。

D. 原告その他の者に対する一連の不公正な待遇。 5

E. OEC エレクトロニクス社に対する被告OEC（大阪）の不当な直接的支配を可能にする行為。

F. OEC（大阪）をしてOECエレクトロニクス社の主要決定を支配せしめる行為。 10

G. 原告の部下やその他従業員の原告に対する信頼感、および被告の意思表示を信じて原告がOECエレクトロニクス社に入社させた従業員の原告に対する信頼感を弱め傷つける行為。 15

H. 違法な不当労働行為あるいは不当な利益移転を意図した被告らの秘密の意図を隠したまま取締役会議事録に署名するよう強要するなど、原告の意志に反する違法行為への参加を不当に要求する行為。

I. OECエレクトロニクス社を組織的に「ジャバナイズ」するための行為。 20

J. OECエレクトロニクス社社員のために制定されたはずの方針、手続き基準に反する行為。 25

K. 原告と合意したはずの報酬に関する一括提案を合意したものではないと主張し、事実上は「解雇契約」である「雇用契約」を原告に強要せんとしたこと。 30

L. 被告との雇用契約によって原告が期待していた妥当な利益を不当に奪おうとする行為。

M. 原告が被告との雇用契約を受諾することになった口頭による種々の確約を否認する行為。 35

N. OEC エレクトロニクス社を厳格な日本の経営原理で運営し、同社を OEC (大阪) の直接の管理下に置こうとする行為。

O. 被告企業及び被告らの経営に原告が対立を生じせしめたと主張せんがため、原告の行動は経営方針に沿っていないと原告に信じ込ませようとした行為。 5

P. 原告を苦しめ、原告がOECとの雇用を止め、その結果OECは原告との約束を履行しなくてもよいようにするため、原告から全ての実質的権限を剥奪し、恒常的に屈辱を与え、降格をなしたこと。 10

Q. 従業員の活動や努力に対する被告らの不満に同調して従業員の活動に極端な不満を表明し、被告らに同調した非日系従業員を放逐するよう原告に要請したこと。

R. 被告の意思表示を信じて原告が意思表示を提示し、それを信じて被告と雇用契約を結んだ従業員に対する被告側の身勝手な不実意思表示を実行するよう被告との同調を強制しようとしたこと。 15

S. 何ら妥当、正当、合理的理由もないのに、ただ「対面」を保つために原告が被告に同調するよう不当に強制しようとしたこと。さらに、被告と同調して意図的な差別行為をとるよう原告を強制しようとし、原告がこれに加担するのを拒否すると、原告は非協力的であると非難し、侮辱し、困惑させ、事実を歪曲して原告の業績を不当不正に評価しようとしたこと。 20 25

14 上記に関連する全ての時期において、被告OECエレクトロニクス社と被告OEC(大阪)との間には常に利害関係と所有関係の一体性が存在し、両者間の独立性・個別性は全く消失するに至った。被告OEC(大阪)と被告OECエレクトロニクス社とは分身関係にあった。被告両企業は一体となって両企業の資産を操作し、OECエレクトロニクス社をOEC(大阪)の事業のための単なる導管とした。OECコーポレーションとその日本人役員を通じ、北米において半導体デストリビュータとしては利益があがらぬように行動した。OEC(大阪)はOECエレクトロニクス社の活動を全面的に管理・支配し、両者間にはなんらの独立性もなかった。その管理・支配の実態は下記の通りであるが、これが全てではない。 30 35

- A. 價格決定権をOECエレクトロニクス社に認めなかったこと。
- B. 返品する権限をOECエレクトロニクス社に認めなかったこと。
- C. 適正な粗利益をOECエレクトロニクス社に認めなかったこと。 5
- D. 脱税のためOECエレクトロニクス社の資産、利益を組織的に吸い上げたこと。
- E. OECエレクトロニクス社の従業員、管理職、役員の昇進、異動、採用、解雇、報酬に関する一切の実質的事項をOEC（大阪）が支配したこと。 10
- G. OECエレクトロニクス社の契約、取引関係の一切の実質的側面をOEC（大阪）が支配したこと。 15

15 上記に関連する全ての時期において、被告らは常にOECエレクトロニクス社の日本化を謀り、口実を設けては従業員を不当に解雇あるいは退職させ、日本伝来の経営スタイルに同調する従業員で置き換えようと図った。これらの差別的行為は日本人の優遇を意図したものであり、こうした資格はOECエレクトロニクス 20 社の通常の活動に不可欠ではなく、従って違法である。 25

16 原告は未だ被告の被用者であるが、法律の認めるところに従い、不正行為を是正するため告訴するものである。

17 原告は本訴状に仮名で示されている被告各自が原告に対する不当行為に何らかの形で責任があると知らされており、かつそう信じており、こうした情報と確信に基づいてそれが事実であると主張する。さらにまた、本状の仮名の被告はいずれもそれ以外の被告ならびに被告OECエレクトロニクス社および被告OEC（大阪）の業務執行役員、取締役、従業員あるいは代理人であると知らされており、かつ信じており、こうした情報と確信に基づいてそれが事実であると主張する。実名と具体的な意思表示が確認された場合にはそれに即してこの申し立てを修正することにしたい。 30

請求の理由 1

(契約違反)

18 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。 5

19 原告は大阪の大坂エレクトロニクス株式会社が全額出資している子会社 O
E C エレクトロニクス社の被用者である。

20 1984年5月、原告と被告は文書ならびに口頭で雇用契約を結んだ。そ 10
の中で被告は双方が合意した額の本俸とその定期昇給、幹部社員退職年金補足制度
(S E R P) の適用、無利子融資、その他の役員特典を約束した。報酬に関する約
束の他に、被告は原告を引き止めるためにさまざまな意思表示を行った。その内容
は本訴状の請求の趣旨の第8節に具体的に述べられている。

21 1984年4月以降現在に到るまで原告に対して数回にわたり意思表示が
行われ、その全ては本状の請求の趣旨、特に第8節に、具体的に述べられている。
こうした意思表示は再三行われたが、いずれも原告を引き止めるために行われたも
のである。意思表示は文書でも口頭でも行われた。1984年5月、原告がOEC
に留まることに合意したのはこれらの意思表示を信じたからである。 20

22 1984年4月、原告はリゲット・コーポレーションから移籍の誘いを受
けた。原告は被告の前述の意思表示を信じ、被告OECエレクトロニクス社に止ま
ることにし、この申し出を受諾しなかった。

23 原告と被告との合意は文書で行われたものもあり、また、口頭で行われた
ものもある。文書による合意は「証拠文書A」として本状に添付されており、その
内容は関係する範囲内において本状に併合されている。口頭による合意の内容およ
び被告に対する意思表示の内容はこの訴状の請求の理由に、特に第8節に、逐条的
に述べられている。 30

24 原告は原告が遂行すべき契約事項、慣習的にそれに付随する事項、合意事
項、特に本状の請求の趣旨の第10節に具体的に述べられている諸事項を全て遂行
した。原告は合意された事項を1986年8月迄もしくはその前後まで遂行し続け
たが、その時点以後、被告らは原告が契約事項、慣習的にそれに付随する事項を遂 35

行するのを妨げた。

25 1986年7月もしくはその前後に、被告らは原告に対して再三提示してきた意思表示に正反対の一連の行動をとりはじめた。これらの行為はOECエレクトロニクス社とOEC（大阪）の利益に貢献しようとする原告の努力を不当に妨害するものであった。被告らのこれらの不当行為は本訴状の請求の趣旨の第8節に詳細に述べられている。5

26 被告らの妨害行為のため原告はその義務を完全に遂行することはできなかつたが、にもかかわらず、原告は義務を遂行しようと図り、また、仕事に関する被告らとの紛争を可能な限り回避しようと試みた。原告は模範的社員としての立場を維持するとともに、社内においても市場においても被告らの利益を出来るだけ増進しようと図った。10

27 1986年7月もしくはその前後以来、被告各企業は原告との約束事項や合意事項を否認する一連の行為を一致して採り始めた。これらの行為は原告にとっては合意事項の否認であり、原告と被告との間で締結した合意に対する意図的な違反であった。請求の趣旨第8節に記載の不当行為に加え、原告が被告との雇用契約を解消するように仕向けるため、被告らは原告に対して不当な処遇を持続的にとり始めた。15

28 原告は被告らが原告に対する不公正かつ不当な処遇を止めるであろうと期待し、合意通りの任務を完遂しようと試みた。現在では、被告らは原告に対する不当な処遇を継続するであろうと原告は信じている。原告はこの告訴によってこれらの不当な処遇、意図的な契約違反の是正および原告が被った損害の補償とを請求する。20

29 原告は雇用契約とそれに伴う付加給付、未実現の無利子融資、幹部社員退職年金補足制度（S E R P）によって合意された金額など期待利益の損失を被っている。これらの損害は500万ドルを下回らないと考えられる。この収入は正確な損害額が確認された時点で修正したい。30

30 原告が従事してきた業界の状況からして、同程度の報酬が期待できるポストを容易に確保できるとは考えにくい。また、原告は心ならずも被告を告訴することになったが、このことも原告の最就職を困難にしており、これも原告が被る被害35

の一部である。

請求の理由 2

(契約上の信義と公正取引違反)

5

3.1 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。

32 原告と被告らとの合意事項は信頼と公平な処遇という契約に付随する慣習を含意しており、当事者双方ともこれに反して契約による相手側の利益享受と義務遂行を妨害するような不当行為をとるべきではない。

33 原告が被告らと契約を締結した、原告と被告の交渉上の立場は本来的に平等ではなかった。原告は被告らの意思表示を信頼して契約に合意したのである。被告らは約束事項を実行するか否かを承知していた。原告は被告らのかくされた意図から自分を保護する手段も力もなかったのであるから、交渉上、原告は被告らとは不平等な立場にあった。

34 原告が被告らと契約を締結したのは単に給与が与えられ、幹部社員退職補足制度（S E R P）が適用されるからではなく、安心と安定および将来の保障を確保するためであった。

3.5 通常の契約違反損害賠償では被告らはそれぞれの行為に責任をとる必要はない、原告に対して「完全な」賠償をするものではないから、原告には不十分である。

25

36 もし被告側が原告との契約に違反すれば、あるいはもし被告側が履行する意志がないのに契約を締結したとすれば、あるいはまた契約を履行するか否か十分吟味もせず被告側が不用意に契約を締結したとすれば、損害を受けるのは原告であるから、原告が被告らと契約を結んだ時、原告は特に被害を受けやすい立場にあった。立場上、原告としては被告側が契約を履行するであろうと信頼せざるをえなかつたのである。原告と契約を締結したとき、被告側はこうしたことを全て承知していた。

3 7 被告側との契約締結時、被告側は被告企業を米国製造業の主流に位置づけ、被告企業の販売力を高めるために原告の能力を利用しようとするが、被告側に原告との契約を履行する意志がなかったとは原告は知らなかった。被告側は原告に不実な約束をして原告のサービスを得ようという隠された意図を有していたのである。被告側は約束を実行する意志は毛頭なかったが原告の専門知識を盗用し、やがては原告を被告側の手先で置き換える目的でこうした約束をしたのである。 5

請求の理由 3

(悪意不実表示)

10

4 0 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。

4 1 1984年4月もしくはその前後に、被告側はキクノ・シンタローを通じて原告がOECエレクトロニクス社に留まり、同社の取締役となり、販売・マーケティング担当副社長となり、北米におけるOECエレクトロニクス社の販売、マーケティング、技術の全般について責任をもつようにとの意思表示を行った。 15

4 2 原告は被告側の雇用申し出を受諾し、原告に対する報酬と意思表示とを信じて、その職を引き受けた。 20

4 3 原告に意思表示が行われたとき、これらの意志表示はOEC（大阪）とOECエレクトロニクス社の取締役会の承認を得て行われるものであり、被告側の約束を示すものであり、被告側各人が実行すべきことがらとして原告に提示された。

4 4 原告はこれらの意思表示を信じ、これから的意思表示に基づいて被告側各人と合意したのである。 25

4 5 原告に示された意思表示は虚偽のものであり、OECエレクトロニクス社とOEC（大阪）の取締役会役員、経営管理者達は当時から虚偽であることを承知していた。原告はこれらの意思表示はキクノ・シンタローが被告企業それぞれの取締役会役員、経営管理者達と協議し、その指示により提示したものであり、彼は原告に対する詐欺計画に心ならずも参加したのかも知れないと知らされており、その通りであると信じており、そうした通報と確信に基づいてそれが事実であると主張する。 30 35

4 6 原告をOECに留め、合意通りに行動させ、目的を達成させるため1985年と1986年に意思表示が再三繰り返された。意思表示と約束が最初に示された時、原告はそれを信用したし、その後もこうした約束と意思表示とを信頼し続けた。最初の意思表示と実質的に同じ意思表示が繰り返されたので原告はそれらを信
用し信頼した。

5

4 7 原告に対して行われた意思表示はその後繰り返されたものも含めてそれが行われた時点で虚偽のものであった。被告らはこれらの意思表示を実行する意思は何らなかったのであり、特に下記の点でこれらの意思表示は虚偽であった。

A. 被告それぞれは合意した通りの報奨を原告に支払い、約束した通りの幹部社員退職年金補足制度を原告に適用する意思を毛頭有していなかった。

B. 被告らは常にOECエレクトロニクス社を「アメリカ企業」ではなく、日本化してOEC（大阪）の文化的、経営的姿勢、方式、基準を押しつけようとしていた。

C. 原告には事業運営上の最大限の自立性を与えなかった。

D. 原告は日本の伝統的な態度、慣習を尊重し、こうした日本的态度、方法に従わなければならなかった。

E. OECエレクトロニクス社は独立した子会社ではなく、日本の親企業OEC（大阪）の海外前線基地として管理運営された。

25

F. OEC（大阪）は規律の基準としてその文化的態度を押しつけ、原告がこうした基準に屈伏することを期待した。原告は、たとえそうすることが法律上必要であり原告の義務である場合でも、被告らに対して反対意見を公然と述べることができなかった。また、原告は絶えずへり下るべきものとされ、原告の専門的知識、組織・管理能力を十分に用い、被告らに対して指導力を発揮することが許されなかった。さらにまた、原告は常に「順応」すべきであり、原告が受けた教育とは反する態度を個人主義に対して採るものとされた。

30

G. 原告の日本語運用力の欠如は仕事にとっても将来のキャリア・パスにとってマイナス要因であった。

H. 原告はOECエレクトロニクス社の取締役として独自の判断を自由に発揮することは許されず、原告独自の判断による行動は、たとえそれが法律によって必要な場合でも、処罰の対象にされた。 5

I. 原告は反アメリカ的偏見の対象となり、OECエレクトロニクス社において二流市民扱いされた。原告の権限はOEC（大阪）によって侵害された。原告は自己の能力を発揮し約束事項を達成するのに必要な責任ある地位を与えられなかった。原告のOECエレクトロニクス社に対する合理的助言や尽力は受け入れられず、努力の見返りとして長期的安定的な役職を与えられるどころか、原告の努力・能力が利用された後、原告は左遷され、降格され、品位を傷つけられ、侮辱された。 10

J. 被告らは原告に対して原告の一存で優秀な人材をOECエレクトロニクス社に勧誘してよいし、これらの人材が人種や国籍によって差別されることではなく、エレクトロニクス分野の米国企業に匹敵する仕事とキャリア・パスを持てる可能性があると述べてよいと意思表示していたが、被告側は原告に対する上記の意思表示を尊重する意思は毛頭なかかった。 15 20

K. OECはアメリカ人従業員の待遇方針として原告に示した方針や手順を厳守する意図は全くなかった。

L. 被告等は参加経営に原告を関与させる意図は全くなかった。 25

M. 原告は社内方針や規定に従って諸問題の解決に参加して専門的知識を発揮することができなかった。原告は積極的であったのにその意見は求められなかったし、また、原告は従業員として完全に公正公平な待遇を受けなかったし、被告側にはそうする意思も全くなかった。 30

48 原告がもし被告側の真意を承知していたら、被告との雇用契約やその他の合意を締結しなかったであろうし、リゲット・コーポレーションが1984年4月に示した勧誘を受諾していたであろう。

5

10

15

20

30

35

4 9 被告らのこれらの行為は原告に 500 万ドル以上の損害を与えた。正確な損害額が確認された時点で原告はこの申し立てを修正するつもりである。これはここに申し立てたような被告らの詐欺行為によって原告が被った損失の賠償金である。

5 0 この訴状で申し立て被告側の行為は欺瞞、悪意、抑圧に満ちたものであり、⁵原告はその懲罰的損害賠償として 1500 万ドル以上を請求する。

請求の理由 4

(過失不実表示)

10

5 1 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。

5 2 原告は本状の請求の趣旨第 8 節に記載通りに再三提示された意思表示を信頼して 1984 年 5 月被告らと雇用契約を締結した。¹⁵

5 3 原告に対して再三提示された前述の意思表示は履行可能かあるいは履行する意思があるのかを十分検討せず不用意に提示されたものである。

5 4 被告らのこうした無謀かつ不注意な不実表示によって原告は 500 万ドル²⁰以上の損害を被った。正確な損害額が確認された時点で原告はこの申し立てを修正するつもりである。

請求の理由 5

25

(受託者義務違反)

5 5 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。

5 6 1984 年 5 月、原告と被告は雇用契約を締結したが、原告は被告の再三³⁰の意思表示を信頼して雇用契約を結んだのである。原告は被告の約束事項、再三提示された意思表示、履行力を信頼したし、また、被告らは約束事項や再三提示した意思表示を誠実に遂行するから信用してほしいと述べた。

5 7 原告は被告らの誠実さを信頼したから被告らとの契約を締結したのであり、³⁵

被告らの意思表示を信用したのである。

5 8 被告らは原告が被告らの誠実さを信頼しなければ契約を締結しないであろうことを知っていたし、原告は安心と安定、将来の保障を求めて契約を結んだことも知っていたのであるから、こうした状況では原告が被告らの誠実さを信頼したのも致し方なかったであろう。 5

5 9 被告らは本状に述べたような事を行い、原告との契約に違反し、原告に意図的かつ不注意な不実意思表示を行い、原告に対する受託者義務に違反した。 10

6 0 原告はこうした受託者義務違反により 500 万ドル以上の損害を受けた。正確な損害額が確認された時点で原告はこの申し立てを修正するつもりである。 15

6 1 この訴状で申し立てた被告側の行為は欺瞞、悪意、抑圧に満ちたものであり、原告はその懲罰的損害賠償金として 1500 万ドル以上を請求する。 15

請求の理由 6

(不公正取引慣行)

6 2 原告はこの訴訟の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。 20

6 3 原告は被告らと約束した義務を遂行しようと常に努めた。原告に与えられた職務の一つは従業員 200 人からなるこの組織の全ての戦略的事業単位を担当する上級副社長としての権利と義務であった。 25

6 4 原告は上級副社長としての資格において企業全体の発展を確保するため研究開発、マーケティング、販売部門に管理能力と実力を持つ人材を採用し、従業員各人に完全な公正と公平とを約束できる権限を与えられていた。 30

6 5 原告は国籍や人種にかかわらず有能な人材を採用し維持しようと努めた。

6 6 しかし、事業の性質上日本人だけを雇う必要があるとか原告の通常の業務達成にはそうした条件が必要であると通告された。

6 7 原告はO E C エレクトロニクス社の正当な事業ニーズの開発に必要な人材を採用し維持した。

6 8 1 9 6 4 年公民権法第7編、カリフォルニア州公正雇用・住宅法、日米友好通商航海条約V I I (1) 条に反する意図的差別行為と考えられる行為を探るよ 5 う原告は要請された。

6 9 原告がこうしたO E C エレクトロニクス社の行為は不法であると反対し、こうした行為をO E C エレクトロニクス社取締役会に変更させようすると、原告は譴責され、冷遇された。被告らの行為は不当かつ不法であり、原告を非難的と 10 するものであり、また、原告をして刑法上の犯罪と民法上の損害を招きかねない、したがって原告には不公正取引慣行と思われる、不法行為に参加させようとするものであった。

7 0 さらに被告等は原告がO E C エレクトロニクス社の取締役として企業の最 15 善の利益のために法定義務を遂行するのを不当に左右あるいは妨害しようとした。被告らは被告らの意志と指示を原告に強要しようとした。被告らはカリフォルニア州会社法3 0 9 (a) 節に反するような、したがって原告にとっては不公正取引慣行にあたる行為を原告にとらせようと不当に働きかけかつ強制しようとし、原告を刑法と民法の処罰対象とし、また、原告が法に従って自主的な判断を下すのを妨げ 20 た。

7 1 原告が被告らの要請する不当行為に従わず自主的判断を下そうとすると、被告等は原告に報復的措置をとり、原告が指示通りに行動するのを拒否した後は、社員としての原告について虚偽不正な業績評価を行い、原告の信用を傷つけ、さら 25 に、日常的に原告の自尊心を傷つけ、公然と降格させた。

7 2 原告は被告らの行為のために止むをえず告訴したのであり、原告はこれによって原告に約束されていたような同種の仕事に就くのは困難になり、5 0 0 万ドル以上の損害を受けた。この申し出が確認された時点で原告はこの主張を修正する 30 つもりである。

7 3 この訴状で申し立てた被告側の行為は欺瞞、悪意、抑圧に満ちたものであり、原告はその懲罰的損害賠償金として1 5 0 0 万ドル以上を請求する。

請求の理由 7

(期待利益の侵害)

7 4 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。 5

7 5 1984年5月、原告はカリフォルニア法人リゲット・コーポレーションから文書で移籍の申し出を受けた。原告を販売・マーケティング担当の副社長とし、相当額の持ち分株式を与えようというものであった。

7 6 原告はリゲット・コーポレーションの申し出を受諾する決心をしたが、被告らは本状の請求の趣旨第8節に記載の雇用申し出と意思表示を原告に対して行った。

7 7 リゲット・コーポレーションの申し出が原告にとって経済的に有利なもの 15 であったことは被告らも承知していたことである。

7 8 もしリゲット・コーポレーションの申し出を原告が受け入れていれば原告にとって500万ドル以上の経済価値があったはずである。

7 9 この訴状に主張した被告らの諸行為により、特に原告と被告間に締結された契約の意図的な違反、原告に対する詐欺行為、および原告に対する受託者義務違反により原告は500万ドルを下回らない損害を受けた。損害額が確認された時点で原告はこの申し立てを修正するつもりである。 20

8 0 この訴状で申し立てた被告側の行為は、悪意、抑圧に満ちたものであり、原告はその懲罰的損害賠償金として1500万ドル以上を請求する。 25

請求の理由 8

(文書ならびに口頭による名誉毀損)

8 1 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。 30

8 2 1986年8月もしくはその前後にカンダ・ゴロー被告は原告に対して原 35

告は不従順かつ不忠実であり、被告O E Cエレクトロニクス社経営陣の一員として
軽率無分別かつ不適切な行為を侵したとの覚書を手交した。この覚書は被告企業の
経営陣に回覧され、あるいはその内容が被告企業の個々の経営幹部、業務執行役員
もしくは取締役に知らされ、また原告の人事ファイルに加えられたという点では公
表されたも同然である。

5

8 3 原告に関わるこの文書を読んだ者全員がこの文書の公表は原告の名誉を傷
つけるものであると解しており、また今後、目を通す者もそう解するであろう。

8 4 原告ならびに原告の行為に関する全ての指摘は原告に関する限り不正確で
あり、あきらかに原告の名誉を棄損し原告の業績評価を落としめるものであって文
書による名誉棄損にあたり、また、不当不実にも原告の不当解職もしくは強制退職
のための素地を作ろうとするものであった。

8 5 上記文書の公表により原告は信用を失い、再就職のための能力を失った可
能性もあり、さらにまた、原告自身の専門能力もしくは業務の評判を傷つけられ、
その損害は500万ドルを下回らない。

8 6 上記文書の公表は被告企業および被告各人の権限により、また原告に対す
る悪感情と原告の行為を抑圧しようとする意図によって行われたものであり、原告
はその懲罰的損害賠償金として1500万ドル以上を請求する。

請求の理由 9

(不当利得)

25

8 7 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。

8 8 1984年4月以降現在に至るまで、原告に対して再三意思表示が行われ、
その内容は此の訴状の請求の趣旨に、特に第8節に、逐条的に述べられている。こ
れらの意思表示は原告をO E Cに引き止めるために行われたものである。

8 9 原告は経営学修士号を持ち、半導体産業に18年の経験を持つ専門家であ
り、大手米国製造企業で販売とマーケティング関連の能力を高めた。被告らは原告
の類い稀な能力・経験を利用しようとした。

35

9 0 原告は約束の通り被告らに能力を提供し、被告らは原告のこうした努力によって米国の半導体部品市場で大きなシェアを確保することができた。原告の努力によって被告らは米国市場に浸透し、シェアを高め、O E C エレクトロニクス社の知名度とイメージを高めることができた。

5

9 1 被告らは原告の技能・能力を利用して利益を得たにも拘らず、再三にわたって原告に提示した意思表示の実行を不当にも拒否し、また原告から得た利益に見合う適切な報酬を規約通り支払うのを不当にも拒否しており、これは不当利益に当たる。原告に報酬を支払わずに被告らが得た利益は 2 0 0 0 万ドル以上と原告は知らされており、そう信じており、そうした情報と確信に基づいてそれが事実であると主張し、不当利益としてその賠償を求める。正確な額が確認された時点で原告はこの申し立てを修正する許可を法廷から求めるものである。

10

請求の理由 1 0

(共謀)

15

9 2 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。

9 3 1984年4月もしくはその前後以降、被告ら各人は原告と被告との間に締結された契約が含意する信義と公正取引の原則に対する違反、原告に対する詐欺行為、原告に対する受託義務違反、差別的不公正取引慣行の実行、原告の期待利益の侵害を共謀した。

20

9 4 原告はこの訴状の請求理由 2, 3, 5, 6, 7 をそれらが関係する範囲内 25 で本項に併合する。

9 5 ここに申し立てた事柄を共謀せんとする被告らの行為によって原告は 50 0 万ドル以上の損害を直接被った。正確な損害額が確認された時点で原告はこの申し立てを修正するつもりである。

30

9 6 原告に対する被告らの共謀行為は意図的であり悪意と欺瞞に満ちたものであり、原告はその懲罰的損害賠償金として 1 5 0 0 万ドル以上を請求する。

請求の理由 1 1

(分身関係)

9 7 原告はこの訴状の請求の趣旨全文を関係する範囲内で本項に併合する。

5

9 8 O E C (大阪) はO E C エレクトロニクス社の諸活動を管理統制し、両企業の事業は一体的であった。その支配統制は下記のとおりであるが、これが全てではない。

A. O E C エレクトロニクス社に対し価格決定権を認めなかった。

B. O E C エレクトロニクス社に対し返品する権限を認めなかった。

C. O E C エレクトロニクス社に対し公正な粗利益を認めなかった。

15

D. 脱税のためO E C エレクトロニクス社から資産、利益を組織的に吸い上げた。

E. O E C エレクトロニクス社の従業員、管理職、業務執行役員、取締役 の昇進、異動、採用、解雇、報酬に関する全ての重要事項を支配した。

20

F. O E C エレクトロニクス社の技術サービス、取締役会、成長政策など同社の活動の全ての重点的活動を支配した。

25

G. O E C エレクトロニクス社の契約、取引関係の全ての重要事項についてO E C (大阪) の意志を強要し、支配した。

9 9 よって原告は被告O E C (大阪) と被告O E C エレクトロニクス社は一心同体であるとの裁定を求める。

30

以上の理由により、原告は被告に下記の損害賠償を請求する。

1 全般的損害賠償金として5 0 0万ドル以上、あるいは、原告の立証に相当する額。

35

- 2 請求理由各項によって立証されている 1 5 0 0 万 ドル以上 の懲罰的賠償金。
- 3 O E C (大阪) と O E C エレクトロニクス社とは一心同体であるとの裁定。
- 4 期待利益に対する意図的侵略に対する 5 0 0 万 ドル以上 の損害賠償金。 5
- 5 原告の訴訟費用。
- 6 上記諸事項により法廷が正当と判断するその他の救済措置。

1 9 8 7 年 4 月 2 2 日

署名 (原告代理人)

10

15

現地法人の経営のあり方

OECエレクトロニクス社の元社長 菊野慎太郎氏は1958年に大阪エレクトロニクスに入社し、1960年にはフルブライト留学生として渡米して、アメリカの大学で工学修士号を得、その後OECでは一貫して半導体技術に取り組んできた。5

1981年OECエレクトロニクスの社長としてサンノゼに赴任し、米国子会社の経営にあたった。1984年末、米国の半導体関連メーカー、エレクトロニック社のケリー社長の誘いを受け、1985年1月にOECを退職し、エレクトロニック社の日本子会社社長に就任した。菊野氏はこの転進について「自然の成り行きだった」と語っている。旧満洲生まれの菊野氏はもともと「小さな所に閉じ込められるのは好きでない。チャンスがあれば活動舞台を広げたいと思っていた」と言う。

菊野氏は日本企業の米国現地法人の経営のあり方について、ある公開シンポジウムの席上で次のように語っている。

「誰が経営を担当し、どのように経営するかによっていろいろなやり方がある。

日本人派遣者が中心になって日本式の経営をする行き方、アメリカ人が中心になってアメリカ式の経営で行く方法、日米混成チームで行う日米混合方式など、さまざまな組み合わせがある。そのいずれをとってもよいが、現地のスタッフに経営の方針をはっきり伝えることが必要だ。一番いけないのは、アメリカ人にはアメリカ式またはアメリカ式に近い日米混合方式で行くと言っておきながら、実際には日本人の間で合意された、それとは別の方法で組織を動かすこと、いわばシャドー・キャビネット（陰の内閣）方式の如き二重の組織を動かすというやり方である。これは日本企業がしばしばおち入り易い方式であって、私もよく耳にしたり、見たりしたものだ。・・・

日本本社の進出企業と派遣者に対する期待と現地側の期待は往々にして食い違う。派遣者としては現地側の期待を汲みとて、本社に適確に伝え、理解させ、サポートしてもらうことが肝心の仕事だ。現地の意向にこたえて、本社の意向とはちがうことを派遣者が行おうとするには大変な努力がいる。本社の説得にエネルギーの大半を費やすというのでは、一体何のためにアメリカに出て行ったのかわからなくなってしまう。本社が現地企業をサポートする上で一番いい方法は、直接のコントロールは半ばあきらめて、現地にまかせてしまうこと、そして責任だけは本社がとつてやろうという行き方だと思う。それで行くためには、派遣者にはトップ以下第一級の人材を送ることが必要であり、現地スタッフもトップから始めて一級の人材を採用しなくてはならない。・・・・」

sample

sample

sample

sample

sam

不許複製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.